

## 令和7年度事業計画書

(自 : 令和7年4月1日 至 : 令和8年3月31日)

### I. 基本方針

畜産副産物の業界は、内臓等副生物を処理、加工して食品として提供するとともに畜産の最終段階で生み出される骨、皮、残渣等の副産物を余すところなく有用な資源に再生させるという、我が国の畜産に無くてはならない静脈産業として食肉業界とともに歩み、発展してきたところであり、持続的な畜産物の生産にとって欠かせない産業である。

国内の食肉生産を拠り所とする当協会にとって「国内生産量の維持・確保」は生命線である。こうしたことから、当協会は、畜産副産物の流通の近代化、生産の合理化及び消費の拡大等の促進等を通じて、畜産関係団体との連携の下、国内生産量の維持・確保及び持続的な畜産物生産の推進に努めることとする。

#### 1. レンダリング業

BSE発生により、飼料・肥料への利用が禁止された牛肉骨粉については、従前より利用再開を要望してきたところであり、肥料については平成26年に、養魚用飼料については平成

27年に利用が再開されたところである。しかしながら、肥料は摂取防止材の混合が要件とされ、養魚用飼料は専用製造ラインが必要となっていることからその利用は限定的である。

また、我が国は、平成25年5月に国際獣疫事務局（WOAH）総会で、「無視できるBSEリスク」の国に認定され、その後も、そのステータスを維持している。

こうした中、世界的に持続可能な循環型社会の形成が叫ばれる中、農林水産省は令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、国内資源の活用を推進しているが、畜産分野においては、食肉生産の段階で発生する畜産副産物の飼料・肥料の利用拡大への取組の必要性が指摘されているところである。

このため当協会は、レンダリング部会における牛肉骨粉の利活用を図るための課題と対応等についての検討結果を踏まえ、令和4年11月に健康牛由来の肉骨粉等の豚・鶏用飼料への利用再開及び現行肥料規制の見直しについて、改めて農林水産省に要請したところである。これを受け、農林水産省は、令和5年12月に食品安全委員会に牛肉骨粉の飼料利用再開について健康影響評価依頼を行い、昨年5月に食品安全委員会からの評価結果を受け、同10月に「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」を改正し、同12月末には、牛肉骨粉等を製造するレンダリング施設に対する大臣確認を了し、BSE発生から23年、WOAHの「無視できるBSEリスク」の国に認定されてから10余年の年月を経て、ようやく健康牛由来の肉骨粉等の豚・鶏用飼料

への利用再開が実現したところである。

また、肥料の摂取防止剤を不要とすることについて、農林水産省は、昨年12月に、食品安全委員会に健康影響評価を依頼し、プリオン専門調査会の審議を経て、本年3月の食品安全委員会において「摂取防止剤を不要としても人への健康影響は無視できる。」と評価結果が示され、今後、事務手続きを経て、摂取防止は不要となる。

一方、飼料利用されている肉骨粉（豚・鶏）は約16万トンであり、これに健康牛由来肉骨粉約6万トンが加わることになるが、BSE発生以降23年間に亘り、利用が制限され、その間、配合飼料めぐる事情は大きく変化しており、また、摂取防止剤が不要となつても、従前に復するには一定の時間を要することから、販売できなかつた牛肉骨粉について、引く続き、肉骨粉適正処分事業の対象とするよう要望していく。

## 2. 原皮業

国内タンナーの衰退に伴い、牛原皮の国内仕向けは減少し、その分、輸出仕向を増加させざるを得ない状況にあり、豚原皮は従前よりその殆どが輸出仕向となっているが、世界的に皮革製品の需要が減少しているなか、輸出価格（\$ベース）は低下したままで推移し、円安に支えられているものの非常に厳しい状況が継続している。円高に転ずれば、と畜場からの原皮の引取が困難となる事態が懸念されるところである。

こうした中、原皮の新規用途について令和3年度の「牛原皮流通安定化対策事業」において、一部の事業者がゼラチン原料に取り組んだところであるが、原皮部会等において、品質の悪い原皮の対応や新規用途の拡大方策等を含め、今後の対応を検討する必要がある。

## 3. 畜産副生物業

コロナ禍で畜産副生物の需要が低下し、厳しい経営を余儀なくされたところであったが、コロナ渦を脱し、外食産業の好況等から昨年は需要も回復し、好調に推移しているところである。

引き続き安全安心な畜産副生物の供給に努めるとともに、畜産副産物需給安定推進事業等を活用して副生物の消費拡大を推進する。

## II. 事業実施計画

### 【肉骨粉等の適正処理に係る事業】

#### 1. 肉骨粉適正処分対策事業 ((独) 農畜産業振興機構事業)

肉骨粉等処分事業者が行う、反する動物由来の畜産残さのレンダリング処理とこれにより製造された肉骨粉等の適正な焼却処分に必要な経費の一部補助。

肉骨粉等処分事業者が製造した牛由来肉骨粉等を肥料として流通させるために必要な摂取防止材との混合に必要な経費の一部補助。

肉骨粉等の適正処分等を図るための協議会等の開催、肉骨粉等の有効利用の促進を図るための会議の開催や事業の推進指導等を行う。

5,342,078 千円

#### 2. 牛せき柱適正管理等推進事業 ((独) 農畜産業振興機構事業)

安全・安心な食肉等を供給するとともに、畜産残渣の有効利用を図るため、牛せき柱を適正に管理した食肉事業者又は畜産残渣の有効利用に取り組む食肉事業者に対し促進費を交付する。

304,164 千円

### 【畜産副産物の消費拡大、需給安定等を図る事業】

#### 1. 畜産副産物需給安定推進事業等 ((独) 農畜産業振興機構事業)

畜産副産物製造業の経営改善及び畜産副産物等の及び製造技術の向上を図るための学識経験者等によるセミナーの開催。

畜産副産物の需給状況等の調査、問題点の分析、改善策の策定、有効活用の検討会の開催。

畜産副産物等に関する情報提供及び需要拡大のためのイベントへの参加等。

23,202 千円

#### 2. 食肉情報等普及・啓発事業 ((公社) 日本食肉協議会事業)

畜産副産物に関する情報等を普及・啓発するため、消費者等を対象としたイベント等への参加、雑誌への広告掲載を実施する。

8,000 千円

#### 3. 活路開拓調査・実現化事業 (全国中小企業団体中央会事業)

協会会員企業の幹部等を対象とした研修会を実施する。

3,000 千円

## 【協会独自事業】

### 1. 情報提供及び広報活動の強化

協会ホームページを活用し、情報提供の充実を図る。

会員ページを活用して補助事業関連情報の提供を図る

### 2. 各委員会への委員等の派遣

国及び関係機関が主催する各種委員会等に委員等として役職員を派遣する。また、  
関係団体等の会合の場で、畜産副産物業の抱えている課題等を提起し、畜産副産物  
に対する認識を深めてもらうよう努める。

### 3. 共済制度等の加入、利活用の促進

協会会員に対して次の制度の加入、利活用の促進を図る。

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| ・賠償責任共済制度 | JA 共済ビジネスサポート㈱、共栄火災海上保険㈱ |
| ・業務災害補償制度 | 全国中小団体中央会                |
| ・食肉リース事業  | (一財) 畜産環境整備機構            |

### 4. その他

必要に応じ、各部会等の意見をまとめ、その実現に向けて政府等に対し要望書の  
提出を行う。また、新規会員の加入を促進する。